



巻頭言

福祉オンブズ活動をふりかえって

副理事長 藤井 宏明

新しい年度が明けて1か月がたとうとしています。皆様の中には、この春に大きな変化を迎え、日々大変な思いをしながら新しい環境になじもうとされている人もいるかもしれません。私自身、これまで大学教員として福祉オンブズ活動にかかわってきましたが、より現場の課題に取り組むため、この春から福祉現場に身を置くこととしました。

さて、私たち福祉オンブズおかやまは、個々の人たちが抱えている悩みや理不尽な気持ちを受け止めることで、社会的な課題を見つけることに尽力してきました。そして、行政が持つ、社会的責任を私たちが訴えることで少しでも市民感覚と現状にあった福祉行政サービス実践につながることを願ってきました。

私は、福祉の現場をも知る研究者として、「福祉オンブズ相談員養成講座」（現在は休止中）で講師を何年も務めました。この役目をするにあたり、「福祉オンブズ」とはなにか？を模索し、さまざまな研究論文や書籍をあたって、そこで改めて自分たちの活動の意義や方法の見直しを行うことができました。

福祉オンブズの活動は、行政との対立ではなく協働の姿勢を模索することを、いま特につよく意識しています。私たちが行政窓口へ赴き、担当者と話すことは多かったです。感情のままに担当者に伝えたのでは対立のままお互いを忌避する存在として蔑みあうことになりかねません。交渉では、生活者の困難を想像できない担当者にはそのたびに厳しい言葉を投げかけて

きました。ですが、同じ目標をもって共に社会課題をよりよくしていく視点が共有できれば、変わっていくと信じて、協働の姿勢をめざしていけるのです。

それから、私たちはアドボケイト（権利擁護）だけでなく、エンパワーメント（力の付与）にも力を入れてきました。一緒に窓口へ訴えることが出来る人、あるいは出向くことはできなくても電話で話ができる人には、一緒に頑張ってもらってきました。なぜ、そのようなことをしてきたのか、と自問をしますが、それは福祉オンブズの活動が市民活動だったからだと思います。

市民とは、一人ひとりが自覚と責任をもった人のはずなのに、サービス利用者、あるいはその家族だということで「弱者」とされてしまうと自分の意見や考えを抑圧されることがあります。それが続くと自分自身の自尊心も低くさせられ、いよいよ弱くなります。福祉オンブズおかやまは、「弱者」の代わりに何かをしてあげるのではなく、利用者やその家族とともに活動することで、「弱者であった人」は自覚をもって発信する市民となっていられることを願って活動してきたのです。つまり、市民と行政の両方を元気づけ、元気な市民と行政とともに行動してよりよい社会を作っていく姿勢が福祉オンブズの基本であると言えます。

会員みなさん、ぜひとも、このような私たちと一緒に「考え」、一緒に「行動」する仲間を教えてください。そして、仲間を広げてください。

2022 年度人権・福祉講座が行われました

(報告)

2023年2月5日(日)に2022年度人権・福祉講座(岡山市人権啓発活動補助金事業)が行われました。今回のテーマは、「生活保護世帯の若者の自立を考える世帯分離と進学の問題を例に」と題して、森岡 佑貴さん(みどり法律事務所 弁護士)と関藤香代子さん(岡山生活と健康を守る会連合会 事務局次長)に来てもらい、会場の参加者と意見交換をしながらのお話をいただきました。生活保護は私たちの社会が持つセーフティネットとして広く知られていますが、その一方その家庭の若者が自立するために進学しようとする大きな壁が生じます。その現状と課題を、参加者のみなさんと活発な意見交換をしました。

今回は、感染対策を講じながらの対面開催としました。そのときの記録を報告いたします。

森岡佑貴さんの話

本日講師を担当します講師の森岡といいます。みどり法律事務所に勤務しています。

私が、2013年に行われた生活保護の切り下げ、違憲裁判を担当しておりまして、関藤さんに担当いただいている関係もありまして、今日の運びとなりました。

生活保護制度とは、(生活保護法の)第1条に記載されている「健康で文化的な最低限度の生活」は、(日本国)憲法25条を具体化するものです。自立を助長するための法律と言われています。しかし、生活保護制度を利用することが自立の助長につながるかどうかについても、問題があるんですよ、ということで少しご説明させていただければと思います。

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)

第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

教育扶助とは、義務教育・原則中学生までの義務教育が対象となっています。従来の制度では、高校以上は対象とされていませんでした。義務じゃなくなったからには、自分たちで自立して生活ができるでしょうという立て付けです。ところが、当然、中学校までの支援で十分かということではないわけことが明らかで、これ自体問題だと思っていました。

生活保護法

(教育扶助)

第十三条 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品
- 二 義務教育に伴つて必要な通学用品
- 三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

その後、2004年頃、最高裁の裁判（学資保険訴訟）・・・学資に充てるために学資保険をかけていた方が学費に充てようとしたところ、これが収入だといわれ、裁判で争った事例です。その中で、現実にはかなりの方が高校に通って進学しているのに、それが当たり前になっている中で、高校に通うための費用を生活保護の中で収入と認定していいのか、まさに学校に通うことを妨害するようなことが、それは許されないといったことが、最高裁判決で指摘されました。

保護費を原資とする学資保険と法4条1項の「資産」 中嶋訴訟(最高裁平成16年3月16日判決)

【事案の内容】

原告が、子どもの進学のために保護費から保険料月額3000円の学資保険を支出していたところ、保護実施機関が、学資保険の解除を指示し、解約金を収入として認定し、保護費を減額した。

原告が、処分の取消しと損害賠償を求め提訴。

【問題の所在】

法第4条は補足性の要件として「利用しうる資産」の活用を挙げるが、生活保護費より学資保険料を支出することは適法か（学資保険は「資産」に該当するか）。

【判断】

訴訟中に原告(処分の名宛人)が死亡したことから、原告の子ら(訴訟承継人)が訴訟を承継した。

一審判決は、処分取消について訴訟承継人らの原告適格を認めなかった。また、一般的には、学資保険の解約を要求しその返戻金を収入として認定することは違法であるとしながらも、本件については、学資保険の用途が自立更生の目的に限定されていたとは認めがたいとして、損害賠償請求についても認めなかった。

二審判決は、原告本人の不服申立ては、世帯構成員の代表として行ったものであるとして、訴訟承継人らの原告適格を認め、一度支給された保護費の用途は原則として自由であるところから、学資保険の返戻金を収入として認定することは違法であるとして、処分取消請求を認めたが、損害賠償請求については、保護実施機関が違法な処分を故意または過失により行ったものではないとして請求を認めなかった。

最高裁判決の要旨

「1 生活保護法による保護を受けている者が同法の趣旨目的にかなった目的と態様で保護金品又はその者の金銭若しくは物品を原資としてした貯蓄等は、同法4条1項にいう「資産」又は同法（平成11年法律第160号による改正前のもの）8条1項にいう「金銭又は物品」に当たらない。」

「2 生活保護法による保護を受けている者が、同一世帯の構成員である子の高等学校修学の費用に充てることを目的として満期保険金50万円、保険料月額3000円の学資保険に加入し、保護金品及び収入の認定を受けた収入を原資として保険料を支払い、受領した満期保険金が同法の趣旨目的に反する使われ方をしたことなどがうかがわれないう事情の下においては、上記満期保険金について収入の認定をし、保護の額を減じた保護変更決定処分は、違法である。」

として、原告らの処分取消請求を認め、原告勝訴が確定した。

【参考】

一審判決 福岡地裁平成7年3月14日判決 判タ896号104頁

二審判決 福岡高裁平成10年10月9日判決 判事1690号42頁

最高裁判決 最高裁平成16年3月16日判決 判事1854号25頁 最高裁 Web

全国生活保護裁判連絡会ホームページより

<http://www.saibanren.org/judgement/index.html>

これだけ高校進学率が伸びてきた中で、高校進学についても自立の助長だと指摘されるものになっています。ただ、生活保護法の教育扶助は、義務教育を対象としています。これからの生業を身に着けるための技能取得費ということで、教育扶助ではなく、生業扶助として対応されています。

学用品費用、通学費（定期代）、社会科見学、教材費、実費で支給できるところは支給しています。期間については、正規の期間のみで、留年などは対象外となっていて、直ちに問題になってきます。高校の話ですが、私立高校をいわゆるすべり止めとし受験して、行きたい公立高校を受験する併願という形をとることがほとんどだと思います。滑り止めの私立は、公立の合否が決まる前に、授業料、入学金など払うように言われることがあります。しかし生活保護の制度上は、その高校に通うことが決まっていなくても、公費支弁することができないといわれています。そのために、実際問題どうなるかということ、入学金を免除されるような、かなり自分の中ではレベルダウンした高校を受けないといけないという現実があります。

次によく問題になる修学旅行費です。生活保護の規定上、公費では払わないとされています。借り入れや親戚からお金をもらったり、本人のアルバイト代から支弁することは問題ありませんという形になっています。生活保護の制度上修学旅行に行く費用は想定されていない、どっからお金を調達してくればいいのかという。でも、お金を調達できないと行けないのが現実でして、問題を残しているところなのかなと思っています。

そのうえで、今回の課題になりますが、大学進学はどのようなのかについて。

2018年度に厚労省が調査（「生活保護世帯出身の大学生等の生活実態の調査・研究」）を行っておりまして、生活保護世帯で大学進学するのは35.3%とされています。大学進学するのは、ものすごく進学率が低くなっています。同年の文科省の調査（「学校基本調査」）によると、全世帯の高等教育機関への進学率は8割程度が大学に進学しているのが現実です。

「文化的な最低限度の生活」が送れるはずなのに、これだけ差が起きるのは何なのかという問題です。生活保護世帯からの大学進学は二つ条件がありまして、①大学に進学する際には、まずひとつ世帯分離と言って学生になるお子さん自体が、その生活保護世帯から抜け出ることが要件になっています。一番の問題は、その世帯はその大学生の子がいることを前提にならないため、今までは、父、母、子という3人だったのが、そのお子さんはその世帯にはいないということで、人数から外された形で二人世帯として生活保護費が支給されます。また、②奨学金や貸与金を必ず受けるようにしてくれと言われます。

そもそも、生活保護の方が大学に進学することができるんだと、理解させることができているかについて、少なくとも岡山県のホームページでは説明がありません、いくらか調べていくと、神奈川県ホームページではものすごく詳しくて、高校生の方へというページ※1があって、進学したい場合はどうしたらいいですかということで、ものすごく細かくQ & Aが設けられています。

※1 高校生のみなさんへ（進学したい場合のQ&A）

生活保護世帯の高校生に向けての制度案内 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/koukousei02.html>

この要件（世帯分離）をすれば、大学進学できるといわれていますが、それでもこの進学率の差は何が原因なのか。大きく分けて、生活保護と大学進学の困難は4つあります。一つ目は、生活保護費の減額です。一緒にこれまで通り暮らしているのに、その世帯としてその方については、生活保護の援助を受けることができなくなり、生活費も落ちてきますし、一緒にご飯食べるかもしれないのに、その費用が保護費から出ない。二つ目は、模擬試験を受けたり、塾に通う費用、当然、生活保護費から出ません。学校の授業はトップレベルに合わせると生徒たちを置き去りにしてしまうので、なるべく中間よりちょっと低めの生徒向けに授業を組み立てていたりするので、実際に大学に行けるような勉強は、授業だけでは、不十分なところがある。その中で、学習塾に通ったり、参考書買ったたりして、補う必要がある。それを「生活保護では、支弁はしないが、これについて何等か融通した形であれば、収入認定しませんよ」という。学習するための時間が欲しいのに、お金を稼がないといけない。その時間には勉強ができないということになっている。

この問題をクリアしたとしても、三つ目の問題は、医療費です。年金、国保、世帯分離されて

いると、当然支払わないといけません。年金は当然のことながら納付特例があっても、国保については払わないといけません。実際にこうしたところでトラブルが生じているのだと思われます。世帯分離して生活保護を受けている学生さんの事例が、生活保護の問答集で、重い病気にかかった場合等にケースワーカーに説明するための問答集として、どうすればよいかが想定されていたりする。そういう問題が一般的に起きるんだろうと思います。

そして四つ目、大学に進むためにはどうすればいいのかという情報が、ワーカーさんであったりするが、情報が不十分なわけで、・・・岡山県では、かなり、大学進学が難しいということが言えると思います。

きちんとした教育を受けることによって、貧困再連鎖、どう学んでいけば、どうやって働けば、どうやってお金を稼げばということがわからなくて、再連鎖が起きてくるということがあると思います。お父さんお母さんに精神疾患があって、その中でも経済的に独立して行こうとすると、収入認定の壁が立ちはだかって、うまくいかなかったという体験談が当然出てきます。大学進学を身近にする必要があります。日本人の8割が大学に行けているわけで、生活保護を受けているだけで4割に下がってしまうところが問題です。大学進学までサポートしていくことが必要だと考えています。

新聞報道されていましたが、名古屋市内では、生活保護世帯で大学進学する場合、年間10万円援助がなされますよというあまり聞いたことがない画期的な取り組みがなされました。生活保護の方にも、貧困の再連鎖を解くためには、そういうことが必要。保護制度との関連上、何ら問題はないわけで、新聞報道見る限りだと2600万円給付上限とっていたわけですが、10万円であると、260人の方に保証がされる制度になっていますので、かなり画期的な取り組みなのではないか。岡山県でもこういった取り組みが行えるようになっていけばいいなと思っています。

名古屋市 生活保護受給家庭からの進学に年間10万円支援へ

2023年1月23日 10時36分

名古屋市は生活保護を受けている家庭から大学などに進学した学生を支援するため、在学中、1年当たり10万円を支給する新たな制度を、ことし4月から始める方針を固め、必要な費用を盛り込んだ予算案を2月の市議会に提出することにしています。

NHK ニュース（東海ニュース web）より

<https://www3.nhk.or.jp/tokai-news/20230123/3000027126.html>

（私は）生活保護支援中国ネットワークの事務局もしています。生活保護の方について悩みがある方には、事務局のほうで電話相談を受けたりしています。その方について、必要であれば、ケースワーカーと交渉したり、生活保護の申請をしたり・・・、一生懸命関わっている弁護士さんと

かもおられます。生活保護制度について普及するために積極的にお受けしています。

関藤香代子さんの話

生活と健康を守る会の関藤といいます、1954年に、「働かせろ、食わせろ、病気を治せ」とスローガンを掲げて活動を始めました。一番の問題は人間らしく生きること、憲法を掲げて。

教育扶助は、小学校、中学校だけです。生活保護手帳の中に、「これだけ出しますよ」と書いてあります。文科省が決めた金額なんです、実際には、それぞれの学校ごとに使うものが違いますので、それを標準化した金額になっていますが、足りないのが実際です。

本当に高校に行ったら大変なんです。そもそも高校というのは、認められていませんでした。さっき森岡さんからもありましたけれど、私たちが一生懸命活動して高校を認めさせたんです。

福岡市の中嶋さんが学資保険を二人の娘さんに掛けていたんですよ、その一時金が44万円入ったのを、収入認定をされて子どもたちが大変なことになった、お父さんお母さんが、生活保護世帯から自立するためのお金だということで、黙ってはおれんということで、裁判を戦いました、1審で負けたが、福岡高裁で勝訴しました。国は最高裁まで上訴して、最終的には最高裁で、福岡高裁の判決を認めて、やっとそれが、高校進学が認められるようになったんです。

生活保護というのは、自分たちが裁判所に訴えて戦わないといけない制度なんです。この裁判(前述)は1998年10月9日に(高裁で)勝訴判決しました、最高裁が2004年3月16日に、最高裁が福岡高裁の判決を認めて、やっと高校に行けるようになったんです。なぜ、高校に行かないといけないのかというと、生活保護を受けている子供たちの学力が本当に低いんです。今現在でも、一般世帯よりも、80数パーセントで、高校に行く子どもたちが少ない、それは何でかという、学力不足なんです。

岡山市でも「岡山市子どもの学習サポート事業」※2というのをはじめてまして。集合型・・・、遠いところだと先生が行って教える訪問型の2種類。去年14会場168人の子どもに、学習支援をしています。

※2 令和4年度 岡山市子どもの学習サポート事業(集合型)委託に係る企画競争の実施について(結果の公表)

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000034703.html>

この支援、サポートができるようになって、高校に行く子どもたちが増えています、昨年の数は全体で96人です。少子化が進んでいまして生活保護を受けているのは、ひとり親家庭がほとんど。96人中、85人が高校に通いました。85人の子どもが全部サポート事業の学習支援してもらった。

その子どもたちが 100%高校に進学できるようになった。これは大事なことだと思います。

先ほど言いました、高校3年生74人、大学に行っている子どもは31人、本当に少ないです。私たちの会でも、生活保護受けていたり、低所得者の方が学力不足なので、勉強教えてあげたいなあとということで、学校の先生を退職した方や、この会の責任を一緒にされている猶原さん（福祉オンブズおかやま理事）と一緒に2011年にひまわり学級立ち上げて、子ども達に学習支援をしています。

支援した子どもたちは、高校に行って、中退もしないで頑張っている状況があります。今、大学は・・・高校に行っても生業扶助では、国が決めた金額ではどうも足りません。特に母子家庭では、足りない分は、母子の貸し付けでお金を借りないといけない、お金を借りるには保証人が要ったりと本当に大変。母子家庭では、保証人に慣れる人がいない人がたくさんいます。特に私立の高校に行くといろんなお金が要りますので、借りて卒業したら、返さないといけない。だから、現実に生活保護世帯の高校の子どもが大学に行くのは本当に無理なんです。

生活保護は5年に1度見直しをするんです。本当はこの4月(2023年)に見直しをするんですが、今物価高騰とかいろんな事情がありまして、一生懸命裁判をして4つの地裁で勝っています。生活保護を引き下げないでという請願署名を一生懸命年末に頑張りまして、2年間どうにか抑えることができたのですが、本当に憲法に保障されていて、健康で文化的な生活をしないとイケないと憲法では歌われていますけど実際には、まったくそうなっていません。

生活扶助 物価高で来年度以降2年間は減額なしで調整 厚労省

2022年12月17日8時08分

生活保護のうち食費や光熱費にあてられる「生活扶助」の5年に1度の見直しにあたり、厚生労働省は物価の高騰などを踏まえ、来年度以降、2年間は、基準額の引き下げを行わない方向で調整を進めています。

「生活扶助」は、地域や年齢、世帯の人数などによって支給の基準額が決まっています。現在、厚生労働省で5年に1度の見直しが進められています。

見直しにあたっては、専門家の会議で生活扶助の水準と生活保護を受けていない低所得者世帯の支出状況とを比較した上で、それぞれの金額がかけ離れないよう厚生労働省が世帯類型ごとに基準額を増減させるのが通例です。

これについて厚生労働省は、物価が高騰している状況などを踏まえ、この手順を適用した場合に減額となる世帯類型について、来年度以降、2年間は基準額の引き下げを行わず現在の水準で据え置く方向で調整を進めています。

NHK ニュースより

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221217/k10013925661000.html>

請願署名を集めるときにたくさんの人に声を掛けました、すると「医療費がいらんのじゃろ？ええなあ」と思想攻撃が入っています、岡山のお笑い芸人（次長課長）のときから、徹底して思想攻撃が入ってしまで、「いや、そうじゃないんよ」という切り返していくエネルギーはないので、そういう人には頼みませんが、本当に貧乏な人達、年金の人、引き下げられて、介護保険とかいろいろ上がっている人と比べるので、「生活保護はいいな」、「下がらんでいいな」ってみんな言います。

この40年仕事していますが、大変危険な状態になっています。軍事費を増やすとか、政府が言っていますが、ファシズムが進んだなあということを強く感じます。一番つらい思いをしているのは、何もものが言えない、何も反論できない、つらい立場にいる子どもたちなので、私たちが、この間、一生懸命頑張って生活保護の制度を改善するために、年代を追って歴史を書いております。私たちが、裁判で勝ち取ってきた証です。

【参加者 感想】

- 生活保護で生活されている人たちの現状を知り驚いています。今つきあっている生活保護の人ともに倉敷市の現状について話し合うことができればと思います。私自身、生活保護ケースワーカーの人に対して不信感を持っていましたが、ケースワーカーの人たちとも接触が持てればと感じました。
- 貧困の連鎖を断ち切るために、子どもや若者をいかに支えていけるのか、これまでも県議会の立場から取り組んできましたが、高校や大学への進学、就学を支えるためにできることを学ぶことができました。県のホームページにも載せられるよう動きます。どうもありがとうございました。
- いろんな職歴がある方の経験のお話を聞かせていただき、ありがとうございました。今の自分の生活の中で、何ができるか分かりませんが、知り得たことがきっとどこかで役に立つかな。どんな応援が必要なのでしょうか？未来の日本のために子どもたちが健全に生きていけるように活動ではないかと思います。自分の生き方をもっと考えていきたい時間でした。
- 今まで生活保護のことについて、ほとんど知識がなかったので背景や今ある問題、今までの取り組みなどいろいろ知ることができて良かったです。一般の人たちでもできることは何だろう？と思いました。知るだけでなく、その先の一步ができたらいいなと思いました。

文責：藤井宏明、増田知代

福祉について語ろう！完全オンライン福祉オンブズカフェ開催中

昨年度からはじまっている完全オンライン方式の福祉オンブズカフェも、10回を数えました。2か月に1回、第4土曜日に開催しています。第11回福祉オンブズカフェも7月22日にも開催予定にしています。今回は、第9回、第10回福祉オンブズカフェの話題を振り返ってみます。

○第9回テーマ「みんなで作る子ども食堂」 と題して「さいさいサポーター」 (2023(令和5)年1月28日(土))

さいさい子ども食堂サポーターの増田勢津子さんと竹永光恵さんから話題提供をいただきました。

子ども食堂立ち上げのきっかけは、地域の子どもの様子に気づいたからだそうです。土日何も食べずに学校に来る子がいるとか、夜遅くまで小学生が外で遊んでいるとかという話を聞くにつれ、2015年の年末に数人のメンバーにより始まったそうです。

信じられない話に思うかもしれませんが、この日本でも子どもの貧困は深刻で、家庭での貧困問題などがそのまま子どもにのしかかってしまっているのが現状なのです。

そうした状況の中、地域でできる取り組みとして、学校や家庭以外で子どもを支える場を作ることを意図して子ども食堂の立ち上げに繋がったとのことでした。

「言うは易く行うは難し」という言葉がありますが、それでもまずはとにかくやってみようの「有言実行」の精神で2016年夏から「さいさいサポーター」を立ち上げたそうです。

発起人、賛同者、顧問と組織の幅を広げ、その際、FacebookなどのSNSを駆使し、周知を広め、最終的には学校や保育園などにチラシを配布し、その結果、予約電話が殺到したそうです。こうしてまずは2016年7月のプレオープンで大成功に納め、2016年8月からは本格オープンに至ったそうです。活動の目標として、孤食を減らす、世代間の交流・居場所作り、子どもの貧困の解決の一助が掲げられ、以後、月に1

度のペースで開催をしたそうです。

掲げられた目標の「世代間の交流・居場所作り」の点は、子ども食堂の活動としてそのような意図、目標があったのだと初めて知るに至り、活動の本質に迫れた気がします。

実際、開催日には寄せられた食材に基づき多様なメニューが展開されるだけではなく、食事後にはボランティアのスタッフとの交流や遊び、学びの場が設けられ、話を聞いていて「ああ、これがまさに子どもの居場所作り、世代間交流なのだ。」と理解ができました。

活動が定着するにつれ、地域の多くの方からの協力も受け、子ども食堂としての活動が充実していく様が見て取れました。

ところで、参加した子どもたちの言動の端々からは、家庭でさみしい思いをしている様子や、困窮している様子が伝わり、聞いているだけでも胸が締め付けられる思いになりました。

そうした活動は、岡山市にも評価され、活動開始から一年後には「岡山市協働のまちづくり賞」を受賞したそうです。

これで活動も順調かと思いきや、やはりここでもコロナの影響を受けました。集まったの食事の提供ができなくなり、お弁当の配布の方法をとらざるを得ないこととなったのです。

それでも地域で支える活動を絶やすことなくコロナも何とか乗り越えて子ども食堂としての活動は見事に継続できているそうです。

今後は、中学生も対象にした取り組みや、夜ごはんの提供の機会を設けるなども検討しつつ、スタッフが一丸になって続けていくとのことでした。

私は、フードドライブという言葉はここ数年、頻繁に見聞きするようになりましたが、私自身

は利用したことも、利用した方や運営している方の実際の声を聞いたことがまだありませんでした。そのため、単に食事を提供するにとどまらないこのさいさいサポーターの活動に心から感動しましたし、深く敬意を表したいと思いました。

○第 10 回テーマ「女性相談所の経験から」

(2023 (令和 5) 年 3 月 25 日 (土))

片山恵子さんから話題提供を頂きました。片山さんは、社会福祉士、公認心理師として、女性相談所での勤務経験がおありです。

お話しでは、まず岡山県における DV 相談窓口の紹介がありました。現在、県内では県営 2 カ所、市営 3 カ所の DV 相談窓口があり、一時保護機能を有するものは県営の 1 カ所のみとのことでした。県内の人口、女性比率を考えた時、相談窓口の数としてこれは本当に足りているのだろうかと思然とした不安を覚えました。

こうした相談窓口の実情を踏まえ、前提となる DV 自体についてのお話しがありました。言うまでもなく DV は家庭内における暴力のことですが、その暴力にも身体的なもの、性的なもの、精神的なもの、経済的なもの、子どもを巻き込んだものなど様々な種類があります。

その上でそうした DV がどういう仕組みで生じるのかの解説がありました。その中で、DV の暴力は、意図的に相手を選び、あらゆる手段を使って相手を支配するものであり、そこには「力と支配の関係」があるとのことでした。

そうした DV の構造を理解した上でやっと初めて DV の相談を受けることとなります。相談の現場では、やはり何より緊急性が見極めが必要とのことであり、話を聞いているだけで DV 事案ならではの緊迫感がありました。

実際の相談の場面に関しては、DV による客観的な被害の酷さの反面、相談に訪れた被害者の主観とのずれによる葛藤が紹介されました。支援者としては、被害者が受けた傷の深さを見

て、思わずこうすべき、ああすべきと強く勧めてしまいがちであるところ、そうはいつでも当事者がそのような行動に出ることを決意しないことには本当の意味での問題解決には至らないこともよくわかりました。

そして、そのような悩みを抱えつつ被害者に寄り添いながら支援は進むのだと理解しました。

ところで、支援の過程では支援者の言動が被害者に対する二次被害を生むおそれがあることを知りました。それは、たとえば「暴力の原因は思い当たりますか？」という言い方であったり、「このままだと子どもに影響が出ますよ」という言い方であったりします。これらをきちんと意識し、気を付けないと被害者を深く傷つけ支援者との信頼関係を破壊しかねないものばかりでした。

こうして話題はさらに進み、後半では性暴力被害についても広く話題提供がありました。

性暴力被害は当然、DV のケースに限らずここ最近でも地位や権力のある男性が加害者となり、身近な女性を傷つける事例が多く報じられています。

お話しでは、潜在化する性暴力の実態を踏まえ、これにより被害者にどのような症状が起こるのかの説明がありました。具体的には、性暴力の結果、不眠、食欲不振、頭痛、動悸、めまい、吐き気などの身体症状、パニック、イライラ、恐怖、無気力などの心理的症状のみならず自傷行為、アルコール依存などの行動上の症状があるとのことでした。

性暴力被害でもやはり DV の場合と同様に、二次被害の加害者にならないように注意をしながらの支援が必須です。間違えても支援者が加害者になってはいけません。

このように、DV・性暴力被害の支援の話題提供を受け、ここで聞いた話が将来きっと役に立つだろうと思えるほどその内容は経験に裏打ちされた心温かいものでした。

文章：呉 裕麻

第10回 特定非営利活動法人福祉オンブズおかやま定時総会
記念講演のご案内

『どうする福祉オンブズおかやま』



講師：奥津 亘さん

(福祉オンブズおかやま初代代表・弁護士)

場所：ゆうあいセンター（きらめきプラザ2階） 研修室

〒700-0807 岡山市北区南方二丁目13-1

日時：2023年5月28日（日）

11時00分～12時15分（開場10時45分）

参加定員：30人（会場参加）

参加費：500円（資料代）

2000年に任意団体として始まった福祉オンブズおかやまは、成年後見制度と介護保険制度の同時開始の時期に、これからの高齢化社会に対応していく福祉の制度を、行政の監視という観点から取り組む団体として発足しました。その第10回定時総会後の記念講演です。

奥津さんには、初代代表として創立時にめざしたもの、克服しようとしたこと、そして現在の福祉オンブズおかやまの活動への思いなどを語っていただきます。奥津さんの、福祉面でのお話もぜひお聞きください。

◆講師紹介

奥津さんは、1968年に弁護士登録直後から、日本原での陸上自衛隊日本原基地撤去闘争弁護団に参加、その後も県内大企業における男女賃金差別訴訟、中国残留孤児訴訟など、数々の社会的課題に対して果敢に弁護士活動をしてこられました。

申込方法(会場参加):※申込締切:定員になり次第締め切りとさせていただきます。

【メール申し込み】

必要事項(①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か)を当法人メールアドレス f.ombuds.okayama@gmail.com に送信ください。

【ファックスによる申し込み】

記念講演チラシ裏面等に必要事項(①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か)を記入し、:086-244-0120(ファックス番号)に送信ください。

【電話による申し込み】

電話相談日(毎週日曜日10時~15時)に、「記念講演申し込み」の旨を電話080-2885-4322でお伝えください。その際、必要事項(①氏名・②住所・③電話番号・④当法人の会員か非会員か)をお答えください。

※当日、身体障害等の理由で介助が必要な場合には、事前にお知らせください。

リレーコラム 第27回

今回のリレーコラムは、増田知代さんです。増田さんは、現在福祉オンブズの中心的な活動を担ってくださっています。ご自身の子育ての体験から、人生には苦労はあっても不幸はないことを温かな文章でつづられています。

ぜひお読みください。

誰もが孤立せず自然体で生きられる社会を目指したい！

チューリップの会（子どもの社会参加を考える会 in 京山）

会長 増田 知代

2002年頃、たんぽぽネットワーク創始者の加藤聡さんから誘われて福祉オンブズおかやまの会員になり、「障害児の母の就労保障」というタイトルでお話をさせていただきましたことがあります。あれから20数年、どうにか今まで仕事を続けることができます。

拠点保育園に通っていた、最重度知的障害と自閉症、てんかんのある二男が、小学校に入学する際、放課後預かってもらえる場所がなく、情報を集め始めたのが、福祉に携わる活動を始めたきっかけでした。二男が小学校2年生の時、旭川荘の中にさくら児童クラブという障害児専門学童保育所ができ、3年生までは学校が終わるとタクシーや祖父母の送迎で通わせました。登下校付き添いには、ファミサポさんや学生ボランティアさんのお世話にもなりました。4年生の時には、三男の育児休業を取得し、京山公民館のほっとスペース放課後（放課

後の小中学生の居場所づくり活動）のお世話になりました。育児休業が明ける頃には、放課後デイサービスや日中一時支援の事業所が市内にでき、二男が放課後を過ごす場所となりました。二男が6年生の時、ほっとスペース放課後で知り合った保護者や支援者とチューリップの会（こどもの社会参加を考える会 in 京山）を立ち上げ、16年たちました。会の名は、二男の大好きな歌にちなんだものです。「親も子も地域で育つ」をモットーに、地域の企業や公共施設でサポーターさんの見守りの元、職業体験をする活動を主軸にしつつ、囲碁、卓球、体操等の余暇活動支援、ESD,SDGs 連携協議会の一員として開催する「子育てトーク」、支援の必要な子の理解や支援方法を学ぶ勉強会など、多彩に活動しています。

設立当初は18歳をゴールに見据えて必死でしたが、18歳は実はゴールではなく通過地点だったことがわかりました。障害児

の自立には長いながい時間がかかります。自己理解のあり方、親離れや自立をどう進めるか、親も老化します。形を変えて様々な課題が降り注いできます。走りながら考え、走りながら休憩して、一生懸命生きないと降り飛ばされちゃう人生です。今は保護者同士のピアサポートの機会も取るようになり、愚痴を吐きつつ、どう生きるか、哲学のような話も飛び交う様相になっています。

ところで、当の二男は、地域の小学校を卒業後、支援学校に進み、高等部を卒業後、生活介護施設に8年通所し、26歳の時、総社市の吉備路学園に入所しました。コロナの間隙を縫って時折帰宅しています。人が大好きで音楽と平和を愛する二男は、ほかの利用者さんとも仲良く過ごせており、これも一つの自立の形ととらえています。人の縁は不思議で、よい縁がよい縁を生み、

「こんなことに困ってる」と声を上げれば、誰かがヒントをくれ、また新しい学びが深まる経験を重ねています。大変だけど不幸ではない、これも親の誰かが言った言葉ですが、まさにそういう人生です。

会の設立当時、小中学生だった会員の子は20代後半になり、多動や学校不応答は大きな問題ではなくなり、子育ての暴風雨期を抜けた保護者達は、地域の相談活動や学童保育や不登校支援など、よそのお子さんのお手伝いに携わり始めました。

私も、二男が親元を離れ、少し生まれたゆとりの時間を、福祉をより体系的に学ぶことなどで恩返しできればと思い、昨年から福祉オンブズ理事見習いをさせていただいています。微力ですが、これまでの経験や人脈を、岡山の福祉向上に役立たせていくことができればと考えています。よろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動 (NPO) 法人 福祉オンブズおかやま

第 10 回 定時総会と記念講演のご案内

特定非営利活動 (NPO) 法人第 10 回定時総会を下記の日程で予定しております。

今回は、感染対策を講じた上での完全対面方式で開催します。大変長らくお待ちいたしました。ようやく皆様と直接会えることを楽しみとしております。

総会の成立のためには、出席者数が会員総数の過半数を超える必要があります。何卒ご協力よろしく願いいたします。

もしご参加が難しい場合は、「定時総会 議案書」をお読みいただき、「書面表決書」にて各議案に賛否表明のうえ同封の返送用封筒でご返送ください。表決書提出にてご出席に代えさせていただきます。

記

日時：2023 年 5 月 28 日 (日)

- ・総会 9 時 40 分～10 時 40 分
- ・記念講演 11 時 00 分～12 時 15 分 (開場 10 時 45 分)
講師：奥津 亘 (弁護士・元福祉オンブズおかやま代表)
講演タイトル：「どうする福祉オンブズ」

場所：ゆうあいセンター (きらめきプラザ 2 階) 研修室

〒700-0807 岡山市北区南方二丁目 13-1

議案：

1. 2022 年度 活動報告
2. 2022 年度 決算
3. 2023 年度 活動方針 (案)
4. 2023 年度 予算 (案)